

(別紙) 有料道路における障害者割引制度の拡充内容

現行の割引制度

< 制度概要 >

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

< 対象となる方 >

●障害者ご本人が運転される場合

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方

●障害者ご本人が乗車される場合

- ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方
(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

< 対象となる自動車 >

- 事前登録された自動車 (障害者1人につき1台) ※業務利用等自動車は割引対象外

< ご利用方法 >

- 料金をお支払いいただく料金所で事前登録にて手帳に貼付けしたシールを提示
- 料金徴収員が手帳のシール及び記載事項を確認後、割引を適用
- 割引適用後、割引料金をお支払い



今回の拡充

(1) 1人1台要件の緩和

< 新たに追加対象となる自動車 >

●事前登録されていない自動車

- ・親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、各種タクシー (要介護者のみ) など

- (注1) 業務利用等の自動車は引き続き割引対象外
- (注2) 自動車を保有していない方も割引利用可能
- (注3) 自動車の事前登録に関わらず、割引には事前の申請手続きが必要

< ご利用方法 >

- これまでと同様に料金をお支払いいただく料金所で手帳を提示
- 料金徴収員が手帳に張付けてあるシールや記載内容、障害者ご本人が運転 (又は要介護者の場合は同乗) していること、割引対象の自動車であることを確認 (手帳をお預かりして確認する場合もございます。)
(注) 事前登録されている自動車はこれまでと同様にシール及び記載事項を確認
- 割引適用後、割引料金をお支払い

今回の拡充

(2) オンライン申請の導入

現行の事前登録

①市町村の福祉事務所等へ割引制度の利用を申請

②福祉事務所等にて割引対象を証するシールを手帳へ貼付け

③割引制度のご利用

追加する事前登録方法

①オンライン申請受付サイトを利用して申請

②送付された割引対象を証するシールを利用者本人が手帳に貼付け

③割引制度のご利用

- (注1) オンライン申請は、当初は自動車を事前登録のうえ、他の有料道路のETC利用申請をされる方に限定してご利用いただけます。
- (注2) オンライン申請には、マイナンバーカードやETCカードの所有、マイナポータルでの登録などの要件がございます。